

台湾の鳥インフルエンザに関する情報

(平成 30 年 3 月 30 日現在)

動物衛生課

1. 発生状況

(1) 発生概況

- 台湾における初めての高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) の発生確認は、2011年11月25日、彰化県にある採卵養鶏場での発生事例。本養鶏場では2種類のH5N2亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出され、このうち一方はLPAI、他方はHPAIと確定。
- 2015年1月以降、広範囲の地域において継続的に HPAI が発生 (原因ウイルスは H5N2 亜型、H5N3 亜型、H5N6 亜型及び H5N8 亜型)。
- 家きんは、2017年は、雲林県を中心に、彰化県や屏東県等において200件の発生があり (H5N2 亜型が166件、H5N8 亜型が21件、H5N6 亜型が13件)、2018年も、雲林県を中心に52件の発生があった (H5N2 亜型が51件、H5N8 亜型が1件) (2018年3月30日時点)。

【参考】

台湾における人での H5N1 亜型インフルエンザウイルスの感染報告

- [・ これまで台湾において人での H5N1 亜型インフルエンザウイルスの感染報告はない。]

台湾における人での H7N9 亜型インフルエンザウイルスの感染報告。

- [・ 台湾における人での最初の感染報告は、2013年4月12日、中国からの輸入症例である53歳の男性の症例 (感染確認は2013年4月24日)。
・ 人での直近の感染報告は、中国からの輸入症例である69歳の男性の症例 (感染確認は2017年2月2日)。

このほか、H6N1 亜型インフルエンザウイルスの人での感染も報告されている。

出典: OIE、WHO、台湾衛生署疾病管制局

(2) 発生件数

(全ての鳥に対する HPAI 及び家きんに対する LPAI について OIE への報告義務あり)

HPAI^{※1} の発生件数

(単位:件)

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
家きん	7	0	1	883	50	200	45 ^{※3}
野鳥	0	0	0	4	0	1	0 ^{※3}

LPAI^{※2} の発生件数

(単位:件)

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
家きん	10	7	2	33	1	4	1 ^{※3}

・ 野鳥における LPAI の発生は OIE への報告義務が無いため、発生件数は不明。

[参考]台湾における人での鳥インフルエンザウイルス感染者数

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
H5N1	0	0	0	0	0	0	0 ^{※3}
H7N9	0	4 ^{※4}		0	0	1 ^{※4}	0 ^{※3}

※1 HPAI の血清亜型は以下のとおり

2012年:H5N1 亜型 1 件、H5N2 亜型:6 件

2014年:H5N2 亜型 1 件

2015年:家きん H5N2 亜型 557 件、H5N3 亜型 24 件、H5N8 亜型 302 件

野鳥:H5N2 亜型 3 件、H5N3 亜型 1 件

2016年:H5N2 亜型 32 件、H5N8 亜型 18 件

2017年:H5N2 亜型 166 件、H5N6 亜型 13 件、H5N8 亜型 21 件

2018年:H5N2 亜型 44 件、H5N8 亜型 1 件

※2 LPAI の血清亜型は以下のとおり

2012年:H5N2 亜型 10 件

2013年:H2N2 亜型 5 件、H5N3 亜型 2 件

2014年:H5N2 亜型 1 件、H5 亜型 1 件

2015年:H5N2 亜型 33 件

2016年:H5N2 亜型 1 件

2017年:H5N2 亜型 2 件、H5N6 亜型 2 件

2018年:H5N6 亜型 1 件

※3 2018年3月30日時点

※4 輸入症例

出典:OIE、WHO、台湾衛生署疾病管制局

(3) 発生状況地図

台湾における HPAI 及び LPAI の発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策>消費・安全局>鳥インフルエンザに関する情報>国別発生状況の地図を参照願いたい。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

2. 鳥インフルエンザの対策

(1) 防疫措置

- HPAI の発生時には、発生農場の家きんを全て殺処分し、発生農場から半径3km 以内においては少なくとも 21 日間の移動制限等を実施。
- HPAI の発生後3ヶ月間は、発生農場から半径3km 以内において疫学調査や臨床検査、サンプリング、モニタリングを実施し、その結果に応じて殺処分を実施。
- 発生状況に応じて、HPAI の発生農場から半径1km 以内でリングワクチネーションを実施。
- 密輸された鳥類は検査後に殺処分。
- 家きん農場に対し、鳥インフルエンザ発生国の家きん飼育場への立入自粛、帰国後最低 1 週間の農場への立入自粛を要請。家きん関連施設への出入車両の管理及び消毒。

〈2015 年 1 月の発生を受けた防疫措置〉

- 以下の期間においてと殺禁止及び移動制限を実施：
 - ① 2015 年 1 月 12 日～14 日：水きん類
 - ② 2015 年 1 月 24 日～28 日：全ての家きん
- 2015 年 1 月 20～23 日にかけて、食鳥処理場、せり市、生鳥市場、家きん農場、生きた家きん・家きんの死体・卵・飼料・ケージを輸送する車両の清掃及び消毒を実施
- 2015 年 1 月 28 日から 4 月 25 日にかけて、HPAI が多発した 5 つの県・市に計 10 ヶ所の消毒ポイントを設置し、生きた家きん・家きんの死体・卵・飼料を輸送する車両の消毒並びに上記の証明書の確認を実施。
- 獣医師が発行する健康証明書を確認した上で家きんのと殺を実施。
- 消毒実施され、その消毒の証明書が添付された卵のみ、市場流通可能。
- 食鳥処理場の現地調査で、合法的にと殺が行われていることを確認。
- 食鳥処理場及びせり市における家きんの一晩以上の留置きを禁止。
- レンダリング施設の記録の確認
- 無人航空機(UAV)を利用した家きんの死体の不法投棄の監視。
- 農場の防鳥フェンスの設置。

※台湾における鳥インフルエンザの問題点(当局からの聞き取り)

- ①採卵鶏：日齢管理がなされておらず、オールインオールアウトができていない。
- ②地鶏：飼料運搬車両、出荷用車両が農場内に入らなければならない構造的問題。
- ③あひる、がちょう：フリーレンジであるためバイオセキュリティが低い。

(2) サーベイランス

- ・能動的サーベイランス及び受動的サーベイランスを実施。
- ・サーベイランスは飼養されている鶏、あひる、がちょう及び豚、野鳥並びに愛玩鳥が対象。
- ・受動的サーベイランス→家畜衛生試験場で検査診断を実施。
- ・能動的サーベイランス→台湾内の4大学においてスクリーニング検査を実施し、陽性の場合家畜衛生試験場で検査診断を実施。

① 家きん農場(能動的サーベイランス)

・ランダムに抽出された肉用鶏、採卵鶏及び種鶏飼育農場において、血清並びに咽頭拭い液及び総排泄腔拭い液を採取し、ELISA による抗体検査を実施。水禽類については、寒天ゲル内沈降試験及び ELISA による抗体検査を実施。抗体保有率が20%以上の場合、さらに H5 及び H7 の型別検査を実施。

・2015 年 1 月以降の発生を受けて、サーベイランスを強化

i) HPAI 発生農場から半径 1km 以内の農場におけるサーベイランスの強化: 3回実施、あひる農場を優先

ii) あひる農場における能動的サーベイランス数の倍増

② 家きん農場(受動的サーベイランス)

家きん農場で、10%を超える家きんで異常所見が認められた場合又は高病原性鳥インフルエンザを疑う臨床所見が認められた場合、農場主は当局に通報。当局は農場へ立入り検査を行い、隔離・移動制限等の必要な防疫措置を実施し、検査機関に検体を送付。

③ 野鳥(能動的サーベイランス) 宜蘭県(ぎらんけん)、台北市、台南市(たいなんし)、金門島(きんもんとう)等の選定された湿地帯及びその他重要な観測地点において、渡り鳥(特にカモ類)の糞便を採取し、ウイルス分離及び同定を実施。

④ 野鳥(受動的サーベイランス)

死亡鳥又は病鳥について、ウイルス分離及び同定を実施。

(3) ワクチン接種

- ・ワクチン接種は禁止であるが、HPAI 発生時にリングワクチネーションを実施するため H5 亜型 AI ワクチン 1,000 万、H7 亜型 AI ワクチン 500 万ドーズを備蓄。

出典：台湾行政院農業委員会動植物防疫檢疫局
防範家禽流行性感冒(H5、H7 亜型)緊急應變措施手冊
2016.3.25~3.26、GFTADs 會議資料
2017.10.22~10.25、日台動物防疫政策交流セミナー資料

3. 飼養羽数

台湾産鶏及びあひるの飼養羽数

(単位:千羽)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
鶏	100,770	98,988	96,851	91,598	91,070	94,523	90,975
あひる	9,319	9,474	9,403	8,879	8,511	8,720	8,120

台湾産鶏及びあひるの生産羽数

(単位:千羽)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
鶏	327,244	350,120	324,521	307,487	326,298	321,139	340,754
あひる	30,301	30,515	28,952	33,955	38,332	35,061	36,184

※2018年2月28日現在。

出典:FAO

注) 我が国における家きん(鶏のみ)の飼養羽数(2016年)及び生産羽数(2016年)

飼養羽数 310,128千羽

生産羽数 840,970千羽

出典:FAO

4. 我が国の台湾産家きん関連品の輸入検疫措置と輸入状況

(1) 地域区分:家きん及び家きん肉等の輸入禁止地域

(2) 家きん及び家きんの初生ひなの家畜衛生条件:あり

鳥インフルエンザの発生により、輸入停止

(3) 家きん肉等(内臓、加工品を含む)の家畜衛生条件 :あり

鳥インフルエンザの発生により、輸入停止

※ ただし、日本の家畜衛生当局(農林水産省)が指定した加熱処理施設で一定の加熱処理された家きん肉のみ輸入可。

・ 過去の輸入停止措置状況(上記(2)、(3)共通)

1回目 H16年 1月15日より停止 → H16年 8月30日に解除

2回目 H20年 12月17日より停止 → H21年 3月31日に解除

3回目 H22年 1月22日より停止 → 輸入停止措置継続中

(3) 輸入量

台湾産家きん肉等の輸入量

(単位:トン)

年	2012	2013	2014	2015	2016
台湾	0	0	0	0	0
全世界	839,809	828,305	870,399	913,406	960,734

出典:動物検疫統計

5. 台湾への出入国状況

台湾からの日本への年間入国者数

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
入国者数	2,858,310	3,591,963	4,424,732	5,263,564

※ 入国者数は訪日外客数(日本人を含まない。)と日本人台湾訪問者数から推定

日本から台湾への年間訪問者数

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
訪問者数	1,392,557	1,381,142	1,594,911	1,586,489

出典:日本政府観光局(JNTO)

6. 学術的背景

本病の学術的背景については、(独)農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>高病原性鳥インフルエンザを参照願いたい。

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html

7. 関連情報

そのほか、関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- 厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

- 世界保健機構(WHO)ウェブサイト(英語)

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/

- ・ 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(英語)

<http://www.oie.int/animal-health-in-the-world/web-portal-on-avian-influenza/>

- ・ 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

(動物検疫所の配置図) http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>